

## 2023年度 熱海市立伊豆山小学校いじめ防止基本方針

本方針は、「一人一人が大切な存在である」という理念に基づき、伊豆山小学校すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

### 1 いじめの問題に対する基本的認識

いじめは、人間の尊厳を傷つけるものの一つであり、被害者、傍観者、家族、その組織の他の人（教員）さらには加害者自身にも大きな傷を負わせるものです。

こうした人間の尊厳を傷つける言動は、様々な年代の様々な人にも現れてしまうことがあり、社会問題とみることもできれば、それをなくしていくことが人間としての大きな成長にもなっていくとみることもできるものです。

こうした一般的なことに加え、学校におけるいじめは、子どもであり、思春期であることから、大人には見られないような展開を見せてしまうこともあり、学校一丸となつてその対応に当たらなければならないと考えています。

また、そのためには、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで取り組んでいくことも重要であると考えます。

### 2 組織

校内いじめ防止対策委員会（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー）を組織し、定期的に委員会を開催することで、未然防止やいじめが起きているときの対応を適切にしていきます。

重大事態が発生した場合には、校内いじめ対策特別委員会を設置します。（校内いじめ対策委員会の構成委員に該当学年教員を加える。）

### 3 いじめの防止に向けた取組（方針）（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であると考え、以下の取組を推進します。

#### （1）いじめについての共通理解を図ります（共通理解）

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- 児童に対しても、朝礼・集会、道徳や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。

## (2) いじめが起こりにくい(いじめを許さない) 集団をつくります(学級やスクラムによる集団作り)

- 教職員はクラスだけでなくスクラム活動などすべての活動から子ども理解を深め、子どもとの信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団や環境をつくるよう努めます。
- 人間関係プログラムなども使い、子ども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団作りに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。
- 授業の中での規律等を大切に、分かる授業づくりを進めます。また、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。

## (3) 子ども自らがいじめについて考える場や機会を設定します(子どもたち自身で)

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や話し合う機会を設定し、子ども自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
- 道徳の授業では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子どもがじっくりと考えを深められるよう指導します。
- 学級活動、児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、子どもが主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。

## その他

### ① 日常活動

- ・ 登校時のあいさつ、朝の会、帰りの会(担任が子ども一人一人の名前を呼んで健康観察、子どもの様子を確認、短時間のスピーチなど)
- ・ 清掃活動(教師も一緒に汗を流す。清掃の仕方と役割を明確にする。)
- ・ 休み時間(学年を越えて声をかける。子どもと一緒に遊ぶ。)

### ② よさを認める、高め合う授業を行います。(小集団学習、意見のつなげ方のきまり、「さん」「くん」づけで名前を呼ぶ、安心して話せる学級づくり、個の思いを生かす場の設定)

### ③ 道徳の授業で、「思いやり」と「生命尊重」を重点として取り組みます。(いじめを題材とした道徳授業)

### ④ 幼稚園との交流をもちます。幼小連絡会をもち、情報交換をします。(休園中)

### ⑤ スクラム活動を行い異学年との交流を図ります。

### ⑥ 人間関係プログラムによる指導を行います。(ソーシャルスキル、エンカウンター)

## 4 いじめへの対処に向けた取組

### (1) 早期発見

- 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行

い、情報を共有するよう努めます。

- 例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- 年3回のアンケート調査と個人面談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 保健室やスクールカウンセラーの利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

## その他

- ① 日記指導の中で、細かく観察します。（担任による休み時間の声かけ、職員による休み時間の巡回、掲示物の確認）
- ② 保護者との面談を1学期末に実施します。（1学期の様子を伝えると共に、家庭での様子をつかむ。）
- ③ いじめに関するアンケートを年に3回（5・10・2月）行います。担任はその後、アンケートをもとに全員に個別面談を行う。
- ④ 保護者・地域からの訴えをいじめ防止対策委員会にすべてあげて検討します。
- ⑤ 職員会議や生徒指導会議で気になる児童の様子を伝え、共通理解し、よりよい対応を話し合います。保健室からの情報提供も行います。（欠席遅刻早退の確認、体調の確認、保健室来室状況、登下校時の観察）
- ⑥ 「ふわっと言葉」を使って話したり、聞いたりできるようにします。「ちくっと言葉」は、使わないようにします。（担任や生徒指導担当の話）
- ⑦ スクラムなど各担当で子どもたちの善行を観察し、学級担任に伝えます。
- ⑧ スズキ校務で日々の様子や生徒指導の記録を作成保存し、引き継ぎます。（子どもの表れ、家庭での様子、指導のポイントとなりうる事項）

## （2）いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。また、月例報告にもきちんとあげる。
- いじめの態様等に即した対策チームを編成し、今後の対応について確認します。
- 被害児童、及び、いじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- 加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。そして長期的に見守っていく。

## その他

- ① いじめられている子どもに対して、「絶対に守る」という学校の意志を伝え、共感しながら話にじっくり耳を傾けます。心のケアに努め、継続して見守っていきます。
- ② いじめられている子どもの保護者に対して、事実を正確に伝え、いじめられている子どもを守るという姿勢を示すとともに、対応策について理解と協力を得ます。（できる限り、**直接**会って内容を伝える。その際、**複数**で対応する。）
- ③ いじめている子どもに対して、事実を確認し、相手の身になって考えさせ、反省を促します。また、指導後の状況を確認しながら、支援をしていきます。
- ④ いじめている側の保護者に対して、事実を正確に伝え、学校の姿勢や対応策を説明し、理解と協力を得ます。（できる限り、**直接**会って内容を伝える。その際、**複数**で対応する。）
- ⑤ 周囲の子どもたちに、いじめを受けている立場を思いやる心を育てる指導をします。傍観者や見ないふりはいじめを助長することや「正しい行動をとろう」と正義感に訴えること、いじめられている側に問題があるという考えは否定する等のことを指導します。
- ⑥ 必要に応じて、警察や児童相談所、医療機関と連携を図り、対応していきます。

## 5 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会の開催、学校・学年だよりの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
- インターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

## 6 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、熱海警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに熱海警察署に通報し、適切に援助を求めます。